

SaiNet パソコン教室申込約款

第1条（契約の成立）

1. SaiNet パソコン教室申込者（以下申込者という）は、申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日表示 SaiNet パソコン教室（以下パソコン教室という）に対して入会の申込みを行い、パソコン教室はこれを承諾します。
2. 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。

第2条（役務の提供及び対価の支払）

1. パソコン教室は、申込者に対し、パソコン教室の定める指導カリキュラムの中から申込者が選択した申込書記載の内容の役務を提供します。
2. 申込者は、受講料、教材費その他表記申込書に記載された金額を表記申込書の定める方法によりパソコン教室の指定する期日までに支払うこととします。

第3条（指導の形態）

申込書記載の指導形態については、以下の通りとします。

1. 通常（レギュラー）タイプとは、所定の指導時間内に講師が受講者の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
2. 1日速習（セミナー）タイプとは、所定の指導時間内にコース別に1日単位で一人の講師が複数の受講者に対してセミナー形式で指導するものとします。
3. 個別カスタマイズタイプとは、一人の講師が一人の受講者に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。
4. 出張（個別レッスン又は集合研修セミナー）タイプとは、受講者指定の指導場所で指導時間内に1、2、3のタイプのいずれかの指導を行うものとします。

第4条（指導の開始日）

1. 本契約において、指導の開始日とは、申込書に記載した日とし、所定の指導場所において指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

第5条（指導の実施場所）

1. パソコン教室は、申込書記載の場所において指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

第6条（指導期間と契約期間）

1. 指導の契約期間は、基本的に申し込み講座・コース単位とします。

第7条（受講予約のキャンセル）

1. 受講予約時間について、当日受講をキャンセルする場合は、指導の形態が通常（レギュラー）タイプ、個別カスタマイズタイプの場合、受講3時間前までにパソコン教室に電話にて連絡を入れるものとします。また指導の形態が1日速習（セミナー）タイプ、出張（個別レッスン又は集合研修セミナー）タイプの場合は、受講日の前日15:00までにパソコン教室に電話にて連絡を入れるものとします。
2. 連絡なく欠席した場合には、当該予約時間分を受講したものとします。但しやむを得ない事情と判断された場合は除きます。

第8条（休学制度）

1. やむを得ない事情により、休学を希望される場合は、事前に申し出があった場合、30日間を限度にこれを認めます。

第9条（入会申込み後のクーリングオフ等）

1. 申込者は、本契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

第10条（入会申込み後の撤回又は解除の方法）

1. 前条による申込みの撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨を記載した書面を、パソコン教室宛に発信した時より成立します。

第11条（撤回又は解除後の前払い金の返還方法）

1. 前条による申込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材等の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

第12条（個人情報の保護）

1. パソコン教室は、本サービスの提供を通じてお客様から取得した個人情報を、お客様の同意のない限り、本サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、き損しないように厳重に保管するほか、『個人情報の保護に関する法律』の趣旨にしたがって管理いたします。

第13条（パソコン教室の閉鎖又は休講等の利用制限）

1. 天災地変、災害、講座・コース担当予定講師のやむを得ない突発的な事情等により講座の開催・継続が困難になったときは、パソコン教室設備の一部または全部を閉鎖、または休講措置など利用の制限をすることがあります。

第14条（損害賠償）

1. パソコン教室の施設又は業務の遂行に起因して、受講者等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、パソコン教室は相応の補償を行います。但し、パソコン教室の管理下でない間に発生した事故、パソコン教室の受講者の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、パソコン教室内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。また、パソコン教室の管理下における受講者の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき受講者及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

第15条（紛争の解決）

1. 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
2. 前項の協議が整わない場合は、パソコン教室、申込者いずれかの申し出により、第三者の専門家に相談をすることができます。
3. 本約款に定めのない事項については、民法及び訪問販売等に関する法律その他の法令によるものとします。

埼玉県川口市並木2丁目25番3号 SaiNetビル

SaiNet（彩ネット株式会社）

Tel. 050-5501-6350